

令和4年3月7日

ご家族様各位

社会福祉法人岐協福祉会
理事長 林 直康

面会制限の延長について(お願い)

日頃は社会福祉法人岐協福祉会をご利用頂き、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の「第6波」により感染拡大が続いており、岐阜県においても「まん延防止等重点措置」区域への指定が3月21日まで延長となりました。

当法人では1月18日より対面による面会制限を行っておりますが、この状況を受け、対面による面会の中止をさらに延長とさせていただきます。何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 対面での面会について

面会は原則禁止とし、オンライン面会のみに対応とさせていただきます。

期間：令和4年3月7日(月) から3月21日(月)

- ※ 緊急やむを得ない場合を除きます。
- ※ 期間は延長する場合がございます。

2. オンライン面会の実施 ※ご希望される方は、必ず事前にご連絡ください。

- ・ライン、ズームなどのアプリを利用します。詳しくは同送の説明書をご覧ください。
- ・インターネット環境のあるパソコン・スマートフォンをお持ちの方は来苑しなくとも可能です。
- ・お持ちでない方は施設の面会スペースからでもオンライン面会が可能です。

*ただし、施設によってはオンライン面会の対応も致しかねる場合がございます。

詳細は、各事業所担当者までお問い合わせ下さい。

- ・特別養護老人ホーム大洞岐協苑 担当：櫻井 058-241-7676
- ・ケアハウス大洞岐協苑 担当：三輪 058-242-1143
- ・グループホーム大洞岐協苑 担当：三輪 058-242-1153
- ・介護付有料老人ホーム日野岐協苑 担当：河合 058-245-1212
- ・地域密着型特別養護老人ホーム第2大洞岐協苑 担当：三宅 058-213-3936

以上